

2026年5月13日
セイコーグループ株式会社

取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」に基づき、コーポレートガバナンス体制の強化推進の一環として、取締役会の実効性に関する評価を実施いたしましたので、その結果の概要を以下のとおりお知らせいたします。

1. 分析・評価方法

取締役会の実効性に関する質問票を、すべての取締役および監査役に配布し、全員から回答を得ました。得られた回答については、外部コンサルタントが匿名性を確保して集計するとともに、その内容について分析を行いました。

なお、質問票の作成においては、これまでの当社のコーポレートガバナンスに関する取り組み・議論を踏まえ、以下を評価項目として設定しました。

<評価項目>

- ① 取締役会の審議・運営状況
- ② 取締役会の構成と役割
- ③ 社外役員に対する支援体制
- ④ コーポレートガバナンス委員会*
- ⑤ 投資家・株主との関係

* コーポレートガバナンス委員会

当社は、指名、報酬、ガバナンス等に関する取締役会の諮問機関として、独立社外役員が構成員の過半数を占めるコーポレートガバナンス委員会を設置しております。

上記のプロセス・内容で行われた外部コンサルタントによる分析結果が取締役に報告され、これを参考とし、取締役会において取締役会の実効性に関する評価および今後の対応を確認しました。

2. 評価結果の概要

上記による評価の結果、当社の取締役会は適切に機能しており、概ね実効性が確保されていることが確認されました。昨年度挙げられた課題については、それぞれ以下の対応により、改善が図られていることが確認されました。

| 昨年度の課題 | 対応状況 |
|-----------------------|---|
| ①取締役会の審議時間の更なる充実化 | <ul style="list-style-type: none">・グループ全体の企業価値に関わる重要事項を意識した議題設定と議題上程方法の見直し・エグゼクティブサマリーにおける論点の明確化・フリーディスカッション時間の設定 |
| ②社外役員への情報共有・連携体制の強化推進 | <ul style="list-style-type: none">・社外役員と代表取締役の懇談会の開催・各種社内行事、研修や会議への社外役員陪席機会の提供・社外役員とグループ社員の対話機会創出 |

3. 今年度の取り組み

上記の評価結果を踏まえ、取締役会の機能の高度化に向けた議論の実施とコーポレートガバナンス委員会の更なる実効性向上に向けた運営体制の見直しを求める意見が見られたことから、これらを今年度の課題として設定し、より一層取締役会の実効性向上を図ることといたしました。

当社は、上記の課題対応を通じて、コーポレートガバナンス体制の一層の強化に努めてまいります。

以 上